

山 梨 県 知 事 殿

申請者・申込者 住所
 〒
 氏 名 印
 電 話
 生年月日
(法人等にあつては、所在地・名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住所
 〒
 氏 名 印
 電 話
 生年月日
(法人等にあつては、所在地・名称及び代表者氏名等を記入)

甲府駅南口駅前広場の { 行政財産目的外使用許可申請書
 使用承諾申込書 }

次のとおり甲府駅南口駅前広場の { 行政財産目的外使用許可及び使用承諾 } を受けたいので、
 { 申請及び申込み } を行います。

- 1 所在地及び地番
- 2 財産の区分、種目、名称及び使用数量
 名称：甲府駅南口駅前広場

財産の区分（範囲を図面で明示）	財産の種目	使用数量
山梨県が管理所有する行政財産 （土地・駅前広場施設）	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2
東日本旅客鉄道（株）が所有する土地及び山梨県が 管理所有する財産（駅前広場施設）	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2

- 3 使用目的及び用途

4 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料の減額又は免除の希望の有無及び希望をする場合はその理由
 希望 有・無 理由：

- 6 誓約

自己又は法人等の役員等は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係
 を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 7 添付書類

(1) 戸籍抄本（法人等にあつては定款等の写し）

- (2) 関係図面（位置図、使用面積求積図等状況把握に必要な図面）
- (3) 法人等にあつては、役員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日及び性別を記載した役員名簿（ただし、申込者が国、地方公共団体又はその他公共団体であるときは添付を要しない。）
- (4) その他参考となる資料

使用者 住所

氏名

年 月 日付で申請のあった駅前広場の使用については、次の条件を付けて許可する。条件を了承のうえは直ちに請書を提出しなければならない。

年 月 日

山梨県知事 印

（許可する行政財産の所在地等）

第1条 使用を許可する行政財産は、次のとおりとする。

- (1) 所在地及び地番
- (2) 財産の名称、区分及びその範囲
名称：甲府駅南口駅前広場

財産の区分	範囲
山梨県が管理所有する行政財産 (土地・駅前広場施設)	別添区域図の範囲

- (3) 行政財産の明細
土地種目：広場 工作物種目：駅前広場施設一式
使用面積： m² (使用延長： m (m× 条) (※管路、ケーブル等の場合))

(使用目的)

第2条 使用者は、 の用に供するものとし、この用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、転貸し、若しくはこの用途の範囲内であっても本許可に係る範囲を超えて行政財産の原状を変更してはならない。ただし、第7条及び第8条により知事の許可を受けた場合はこの限りではない。

(使用期間)

第3条 使用期間は、年 月 日から年 月 日までとする。

(使用料及び納入方法)

第4条 使用料は、1年(1月)につき 円とする。

ただし、1年(1月)に満たない場合は、月割計算(日割計算)とする。

- 2 前項の使用料は、山梨県の発する納入通知書により指定の期日までに指定する場所に納入しなければならない。
- 3 第1項の使用料の額は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、適正な額に改定することがある。

(既納の使用料)

第5条 既に納入した使用料は、山梨県の都合により行政財産の一部又は全部を返還させた場合又は山梨県において使用者の責に帰することができない理由があると認めた場合のほか、還付しない。

(使用財産の維持保全)

第6条 使用者は、行政財産を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(建物、工作物の設置)

第7条 使用者は、許可を受けた本件土地において、本許可に係る範囲を超えて建物又は建物以外の工作物等を新築(設)、改築(設)、増築(設)又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(駅前広場の形質変改及び大修繕)

第8条 使用者は、本許可に係る範囲を超えて、使用する駅前広場の形質を変改し、又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

するときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、駅前広場の使用にあたって使用者が設置した工作物、物件又は施設に起因して第三者に損害を及ぼした場合には、使用者の責によりその損害を賠償するものとする。

(許可の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、この使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 国又は山梨県若しくは他の地方公共団体において、公用、公共用又は山梨県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
- (2) この許可の条件に違反したとき又は使用料を滞納したとき。
- (3) 申請に当たって虚偽の事実があったことが判明したとき。
- (4) 使用者又は使用者の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) (4)のイ又はウに該当する者が、使用者の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項の規定による許可の取消しにより、使用者が損害を被ることがあっても、山梨県はその賠償の責任を負わない。

(返還)

第11条 使用者は、使用期限を満了又はその他の事由により駅前広場の使用を終了した場合は、行政財産を直ちに原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定により許可の取消しを受けて返還する場合も同様とする。

(届出義務)

第12条 使用者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 天災その他の事故により行政財産に異常を生じたとき。
- (2) 相続（法人の合併）により使用权の承継があったとき。
- (3) 使用者又は保証人の住所又は氏名の変更があったとき。
- (4) 使用者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があったとき。

(その他)

第13条 前各条のほか、許可の条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによる。

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

使用者 住所

氏名

印

請 書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可のあった甲府駅南口駅前広場の使用
については、許可の条件を遵守します。

甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)
との間において、甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)につき、次の条項により契約を締結する。

(使用を承諾する財産の表示)

第1条 甲は、次に掲げる財産を、次条以降の条件(以下、「使用条件」という。)のもと乙が使用することを承諾するものとする。

- 1 所在地及び地番
- 2 使用財産の明細

東日本旅客鉄道(株)が所有する土地及び山梨県が管理所有する財産(駅前広場施設)
土地種目: 広場 駅前広場施設の工作物種目: 駅前広場施設一式
使用面積: m²(使用延長: m(m× 条)(※管路、ケーブル等の場合))

(使用目的)

第2条 乙は、前条の財産(以下「使用財産」という。)を の用に供するものとし、この用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくはこの用途の範囲内であっても本契約に係る範囲を超えて使用財産の原状を変更してはならないものとする。ただし、第8条及び第9条により知事の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(使用期間)

第3条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、1年(1月)につき 円とする。

ただし、1年(1月)に満たない場合は、月割計算(日割計算)による。なお、電気料金等の必要経費は乙の負担とし、その負担額及び納入方法は別途甲からの指示に従うものとする。

2 前項の使用料は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由により、甲において適正な額に改定することができるものとする。

(使用料納入の方法)

第5条 使用料は、甲の発する納入通知書により指定の期日までに指定の場所に納入するものとする。

(既納の使用料)

第6条 既に納入した使用料は、甲の都合により使用財産の一部又は全部を返還させた場合又は甲において乙の責に帰することができない理由があると認めた場合のほか、これを還付しないものとする。

(使用財産の維持保全)

第7条 乙は、使用財産を善良な管理者の注意をもって維持保全するものとする。

(建物、工作物等の設置)

第8条 乙は、使用財産において、本契約に係る範囲を超えて、建物又は建物以外の工作物等を新築(設)、改築(設)、増築(設)、移築(設)又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(使用財産の形質変改及び大修繕)

第9条 乙は、本契約に係る範囲を超えて、使用財産の形質を変改し又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、使用財産を故意若しくは過失により荒廃させ、損傷し若しくは亡失したとき、又

は甲の承諾を受けずに原形を変更したときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の賠償額は、甲が認定する。

3 乙は、駅前広場の使用にあたって乙が設置した工作物、物件又は施設に起因して第三者に損害を及ぼした場合には、乙の責によりその損害を賠償するものとする。

(実地調査)

第11条 甲は、使用財産について契約条件の履行の状況等を確認するため、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

(契約の解除)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、使用期間中であっても、この契約を解除することができる。

(1) 国又は山梨県若しくは他の地方公共団体において、公用、公共用又は山梨県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) 鉄道事業の用に供するため必要を生じたとき。

(3) この契約に定める使用条件に違反したとき又は使用料を6ヶ月以上滞納したとき。

(4) 乙(乙が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。)である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人)が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) (4)のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項に規定する契約の解除により乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責任を負わない。

(返還)

第13条 乙は、使用期間が満了した場合は、使用財産を直ちに原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定による契約の解除により返還する場合も同様とする。

(届出義務)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事故により使用財産に異常を生じたとき。

(2) 相続(法人の合併又は分割)により使用权の承継があったとき。

(3) 乙又は保証人の住所又は氏名の変更があったとき。

(4) 乙が法人である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があったとき。

(その他)

第15条 前各条のほか、使用の条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山梨県知事 印

乙 住所
(使用者)

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで行われた甲府駅南口駅前広場の使用許可申請については、次の理由により許可できません。

なお、使用許可の範囲(山梨県が土地所有権を有し、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例第4条に規定する駅前広場の施設を行政財産として管理所有する範囲)に係る不許可処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

山梨県知事

印

理由

申込者 住所

氏名

年 月 日付けで行われた甲府駅南口駅前広場の使用承諾申込については、次の理由により承諾できません。

年 月 日

山 梨 県 知 事

印

理由

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者・申込者 住所

氏 名

印

甲府駅南口駅前広場の { 行政財産目的外使用許可事項変更申請書 }
{ 使用承諾事項変更申込書 }

年 月 日付け { 山梨県指令 第 号及び 第 号 } をもつ
て { 許可及び承諾 } を受けた駅前広場を使用中ですが、次のとおり { 許可及び承諾 } 事項を変更し
たいので { 申請及び申込み } を行います。

- 1 所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

使用者 住所

氏名

年 月 日付け山梨県指令 第 号をもって許可した駅前広場の使用については、年 月 日から許可の条件を次のとおり変更します。

なお、使用許可の範囲(山梨県が土地所有権を有し、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例第4条に規定する駅前広場の施設を行政財産として管理所有する範囲)に係るこの処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

山梨県知事

印

第 条第 項中「 」を「 」に改める。

申 込 者 住 所
(使用者)
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって承諾し契約締結した「甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する契約書」については、年 月 日から当該契約書中の使用条件を次のとおり変更する。

については別添「甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する変更契約書」により変更契約を締結すること。

年 月 日

山 梨 県 知 事 印

契約書第 条第 項中「 」を「 」に改める。

甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する変更契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
は、 年 月 日に締結した「甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する契約書」(以下、「原契約書」という。)の一部を次のとおり変更する。

原契約書第 条第 項中「 」を「 」に改める。

この契約書は 年 月 日から効力を発する。
上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山梨県知事 印

乙 住所
(使用者) 氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

山 梨 県 知 事 殿

使用者 住 所

氏 名

印

甲府駅南口駅前広場の使用廃止届

年 月 日付け { 山梨県指令 第 号及び 第 号 } をもって
{ 使用許可及び使用承諾 } を受けましたが、自己の都合により駅前広場の使用を廃止しますので届け
ます。

- 1 所在地
- 2 使用廃止の年月日
- 3 使用廃止の理由

山 梨 県 知 事 殿

申請者・申込者

住所

フリガナ

氏名

印

電話

生年月日

(法人等にあつては、所在地・名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

印

電話

生年月日

(法人等にあつては、所在地・名称及び代表者氏名等を記入)

甲府駅南口駅前広場の { 行政財産目的外使用許可更新申請書 }
{ 使用承諾更新申込書 }

年 月 日付け { 山梨県指令 第 号及び 第 号 } をもって
{ 許可及び承諾 } を受けた甲府駅南口駅前広場の使用について、{ 使用許可及び使用承諾 } の期間満
了後も継続して使用したいので { 申請及び申込み } を行います。

1 所在地及び地番

2 財産の区分、種目、名称及び使用数量

名称：甲府駅南口駅前広場

財産の区分（範囲を図面で明示）	財産の種目	使用数量
山梨県が管理所有する行政財産 (土地・駅前広場施設)	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2
東日本旅客鉄道（株）が所有する土地及び山梨県が 管理所有する財産（駅前広場施設）	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2

3 使用目的及び用途

4 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料の減額又は免除の希望の有無及び希望をする場合はその理由

希望 有・無 理由：

6 誓約

自己又は法人等の役員等は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係
を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

7 添付書類

(1) 戸籍抄本（法人等にあつては定款等の写し）

(2) 関係図面（位置図、使用面積求積図等状況把握に必要な図面）

(3) 法人等にあつては、役員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日及び性別を記載した役員名
簿（ただし、申請者が国、地方公共団体又はその他公共団体であるときは添付を要しない。）

(4) その他申請に参考となる資料

使用者 住所

氏名

年 月 日付け山梨県指令第 号をもって許可した甲府駅南口駅前広場の目的外使用許可については、次のとおり取り消します。

なお、使用許可の範囲(山梨県が土地所有権を有し、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例第4条に規定する駅前広場の施設を行政財産として管理所有する範囲)に係るこの処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

山梨県知事

印

使用許可取消年月日 年 月 日

許可を取り消す理由

使用者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号をもって承諾し契約締結した「甲府駅南口駅前広場の土地及び駅前広場施設の使用貸借(賃貸借)に関する契約書」については、当該契約書第12条に基づき、次のとおり契約を解除する。

年 月 日

山 梨 県 知 事

印

契約解除年月日 年 月 日

契約解除の理由

山梨県知事 殿

使用者 住所

氏名

印

甲府駅南口駅前広場の使用に係る返還届

次の財産は、 年 月 日に返還します。

1 所在地及び地番

2 財産の区分、種目、名称及び使用数量

名称：甲府駅南口駅前広場

財産の区分	財産の種目	使用数量
山梨県が管理所有する行政財産 (土地・駅前広場施設)	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2
東日本旅客鉄道(株)が所有する土地及び山梨県が 管理所有する財産(駅前広場施設)	土地種目：広場 工作物種目：施設一式	m2

3 使用許可・使用承諾(契約)の年月日

年 月 日

4 使用目的及び用途

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 返還の理由(該当するものを○で囲う)

- ・使用期間の満了
- ・使用許可の取り消し
- ・使用承諾に関する契約の解除
- ・その他 ()

7 添付書類

原状回復していることが分かる資料を添付すること。

- 例) ・使用により施設の破損、汚損等が発生していないことが確認できる写真等(使用前・使用中・使用後の確認ができるものが望ましい)
- ・占有物件の設置及び片付け等のために仮設的に搬入した重量物や作業車両等による施設への破損がないことの確認できる写真等(使用前・使用中・使用後の確認ができるもの)
- ・使用目的及び占有物件の種類、設置及び片付けの作業内容により、求める資料を決定する。